

## 6 資格制度関係

### (1) 業務独占資格制度

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
登録・入会制度の在り方検討(見直しの基準・視点)(公正取引委員会)	a 資格者間における公正有効な競争を確保する観点から、法律で強制設立・強制入会制を採っている資格(公認会計士、行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士及び弁理士)を対象として、資格者団体がやっている自主規制の実態を把握し、その結果に基づき所要の改善措置を講ずる。 【資格者団体がやっている自主規制等の実態把握を実施し、その特性を踏まえつつ、「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」を策定、公表し、その中において主要な相談事例を示した(平成13年10月24日)】	計画的に実施			(公正取引委員会) 必要に応じて実施。	
(公正取引委員会)	b 上記の実態把握及び資格者団体の特性等を踏まえ、資格者団体の活動と独占禁止法との関係を明確化し、公表・周知する。また、今後参考となる相談事例が生じた場合には、その内容を可能な限り明らかにし、独占禁止法違反行為の未然防止に努める。 【資格者団体がやっている自主規制等の実態把握を実施し、その特性を踏まえつつ、「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」を策定、公表し、その中において主要な相談事例を示した(平成13年10月24日)】	計画的に実施			(公正取引委員会) 「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」に基づき、資格者団体からの個別の相談事例に対応している。	
(公正取引委員会)	c 上記aの資格者団体に対して独占禁止法コンプライアンスプログラムを作成するよう恊働するとともに、必要な支援措置を講ずる。	計画的に実施			(公正取引委員会) 必要に応じて実施	
資格者数の増大(見直しの基準・視点)(法務省)	b 公証人について、積極的に増員を図る(平成12年度一部措置済み) 【弁理士については、増員を図るための試験制度の改革について平成12年度までに措置済み】	引き続き措置			(法務省) 公証人の任用につき、平成14年度から公募制度を導入し、平成17年度に公募制度の透明性を図るための方策を講じ、増員に努めた。	